

山口県労働基準協会開催の技能講習をお申込みの方へ

技能講習申込書の本籍地記入欄がなくなります！

労働安全衛生規則の改正により、申込書本人確認項目及び修了証記載項目から「本籍地」が削除されます。

これにより、「本籍地」記載の公的証明書の添付が不要となるため、平成29年4月から当協会の技能講習開催案内及び申込書を更新いたします。

更新の内容としましては、本人確認証明書に「自動車運転免許証」の写しが加わり、下記①～⑤のいずれかの添付となります。

<本人確認証明書>

- ① 当協会発行の「技能講習統合修了証」（プラスチックカード製）の写し
- ② 自動車運転免許証の写し（裏書のある方は表・裏）
- ③ 住民票※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの
- ④ 在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書の写し
- ⑤ 労働安全衛生法による免許証（パウチ製又はプラスチックカード製統合免許証）の写し

なお、既に技能講習を修了している方で、氏名の変更があった場合は、修了証書替えの手続きが必要です。本人確認証明や科目免除のために当該修了証を添付される際は、速やかに書替え手続きをお願いいたします。

（労働安全衛生規則抜粋）

第82条第2項 技能講習の交付を受けた者で、当該技能講習に係る業務に現に就いているもの又は就こうとするものは、氏名を変更したときは、第3項に規定する場合を除き、技能講習修了証書替申込書を技能講習修了証の交付を受けた登録教習機関に提出し、技能講習修了証の書替えを受けなければならない。

新しい申込書は、HPからダウンロードいただくか、当会支部でお求めください。
詳しくは協会本部および各支部へお問合せください。
特別教育等の申込書についても、本籍の記載は不要となります。

一般社団法人山口県労働基準協会